

## 日本労働年鑑 第28集 1956年版

The Labour Year Book of Japan 1956

## 第二部 労働運動

## 第三編 農民運動

## 第四章 土地闘争・軍事基地反対闘争

## 第一節 土地をめぐる諸問題

本年度の土地をめぐる諸問題は、種々の面で農業と農民生活に深刻な脅威をあたえている。すなわち、第一に演習地、飛行場、ダム建設等にもとなう土地の接收であり、第二に地主の土地取上げ、農民の土地売り等による農民の土地喪失であり、第三に、小作料改訂をもくろむ保守勢力、旧地主の抬頭、地主団体の結成とその動きである。第一の軍事目的のための土地取上げは、広大な山林原野耕地をうばい去るもので、その主体は占領軍、保安隊(自衛隊)、直接の執行者としての政府、日米合同委員会である(この土地接收の機構については本年鑑第二七集五六三ページ参照)。本年度も前年にひきつづき各地で接收がおこなわれ、またはおこなわれようとして、これに対しては接收反対の激しい闘争が行われた所もあり、あるいは容易に接收されたばあいもある。運動の結果を見ると、昨年度の内灘をはじめとする各地のはげしい国民的反対運動によって、浅間、妙義のように遂に接收を断念せしめた所もあり、多くの箇所において、なお頑強な反対闘争が行われつつある。

第二の、農民の土地喪失については、問題がきわめて複雑である。地主の土地取上げは、地主の自家農業経営の拡大を理由とするものや、小作地の買取り強要に小作人が従わないこと、ヤミ小作料強要に小作人が従わないこと、その他種々の理由にもとずいているが、いずれも違法のものが少なく、また旧地主勢力復活の勢に乗じているものが多いことは否定できない。しかしこれらの増加しつつある土地取上げをもって、直ちに寄生地主化の進展と見ることはできない。なぜなら、これらの「地主」の多くは、実質的には二、三反あるいはせいぜい六、七反の貸付地をもつ農民であり、その貸付地より上る小作料収入はほとんど全部は固定資産税として国家の収納するところとなるからである。したがって、土地取上げに対する斗争はきわめて微妙な問題をふくむわけであり、具体的事情をわきまえずに、土地取上げに対して、すべての「地主」を敵にまわして闘うだけでは農民相互を対立させ、農民戦線を分裂させることになる。この点は戦後の土地取上げについて一貫した事実なのであるが、たとえば日農などの農民組織は、ようやくこの問題を、苦しい実践を通じて認識しはじめた。日農統一派の本年度運動方針の中で、つぎのように規定されたことは、じつに大きな進歩である。

第七回大会でわれわれは貧農を主体とする反封建闘争を基礎とし、これを全農民的な反帝闘争とむすびつけてたたかいをすすめることを根本方針としてきめた。いままでの闘いの経験を通してつぎの諸点が具体的でなかった。

いま地主とよばれる者のうちには二種類ある。一つは名実ともにアメリカに従属して利益をえている半封建的寄生地主で、完全に敵として扱うべきである。他の一つは保有小作地をもっているが、完全な寄生地主ではなく、必ずしも敵としてあつかうべきではな

い。後者は小地主で、今日まだこの農村にも相当多数いるが、前者の寄生地主は山林、未墾地等の大土地所有者、あるいは不当小作料をとるとか、高利貸をやるとか、小作人を安く働かせて農業その他の事業を経営するなど、いろいろなかたちの半封建的搾取を主要な源泉として、寄生的生活をしているもので、その数は三、四万人とみられる。……農民の当然の権利をまもるために、小地主の土地取上げ、不当小作料等にたいしては、当然たたかうべきであるが、農業と生活を破壊し、農民を苦しめている根源は、アメリカと吉田であるから、そのために苦しめられている小地主の生活の要求をも支持し、共同の敵にたいして闘うべきであった。この政策の不明確さは、より多数の農民を統一し団結させることをはばんだ。(日農統一派総本部「統一と団結の道」一九五四年運動方針二〇—二一ページ)。

しかし農民の土地喪失について最大の問題は、税金、低米価、シェーレ、災害等により農民が窮乏化し、その結果としてやむなく土地を売り放すということである。したがって、土地闘争は、たんに地主の土地取上げに対する反対にとどまらず、すすんで未墾地解放をもとめ、また地主の土地取上げを認めている農地法(第二〇条)やそれを認可する農業委員会に対する闘争にまで拡大されざるをえない。それはまた、農民を窮乏化さす低米価、シェーレに対する闘争につらなり、災害、営農資金をめぐる運動につらなるものである。

(注)農地法の成立過程——国会本会議および農林委員会における討論の詳細については、農林省「昭和二七・二八年農地年報」(農地局農地課一九五〇年三月刊)二一七ページ以下を参照。なお国会において社会党左派議員は、農地法には「地主的土地所有制度への復元の余地が与えられている」点を強調し、また共産党議員はそれが「零細農民に対する露骨な圧迫」「買収済みの開墾可能地の旧地主に対する返還」「地主の土地取上げを可能にするような、あいまいな条項の採用」等の諸点を指摘し、同法に反対した(前掲資料二二四ページ)。

土地闘争は地主の土地取上げに対する闘争と同時に、水利を支配する部落のボス、地主、上層農家に対する闘争、山林原野の地主的独占に対する闘争である。今年度は、小作契約の改訂期に当り、激増する土地取上げをめぐる闘争と同時に、この未墾地解放、部落ヒエラルヒーに対する闘争も行われた。

第三の、小作料改訂と地主団体強化の問題は、寄生地主的土地所有の新たなる形成を目指すものとして本年度は特に重大化した。小作料は現在でもとくに山間の遅れた農村においてヤミ小作料として、公定の数倍におよぶもの、また現物、労働形態のものが、たとえ全体的にみれば僅少なものにしろ、すでに行われている。とくに固定資産税の釣上げを機に、公定小作料以上のヤミ小作料が当然のこととして地主により要求されようとしている。近くまた農地法第二一条によって最高小作料の決定が行われようとしており、農林省はその準備として全国的な土地等級調査を実施中で、機会をみて反当二千円前後の小作料を決定する意向のあることが、しだいに明らかとなってきた。

この小作料改訂を企図する動きは、国会における保守系一部議員、山林大地主、旧地主、ならびに彼らの団体たる全国農政連盟等々である。全国農政連盟は一九五二年四月、広島県世羅郡吉川村の地主古本滝夫氏を中心に結成された「日本地主連盟」の後身で「いまでは全国に六万人の正会員、四万人の予備会員をもち……二二県の代表四二名を常任理事として、機関紙『農政新聞』を発行している(日農主体性派総本部「農民」一九五四・三・二〇第一七号三ページ)地主の全国的

組織である。連盟の主張と要求は、後掲の「請願」にも明らかな通り、農地改革による地主の犠牲を国家は価格補償すべし、不在地主や神社仏閣の所有地の一部を原所有者に返還すべし、「適正」なる小作料を設定すべし等である。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---